

平成 18 年度 第 8 回 芦屋市市民参画・協働推進委員会 会議要旨

日時	平成 19 年 3 月 2 2 日 (木) 15 : 00 ~ 16 : 30
場所	芦屋市役所 分庁舎 2 階 大会議室
出席者	<p>委員長 今川 晃 副委員長 外園 一人 委員 上野 義治・加藤 純子・国枝 哲男・久保田 靖子 東川 美枝子・牧野 君代</p> <p>欠 席 海士 美雪・江崎 由佳・津田 和輝・細谷 豊司 藤野 春樹</p> <p>事務局 鷺海参事・大橋市民参画課長・福島市民参画課主査</p>
会議の公表	<p>公 開 非公開 部分公開</p> <p>< 非公開・部分公開とした場合の理由 ></p>
傍聴者数	0 人

1 議題

(1) 報告

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」について
(仮称) あしや市民活動センターについての第 3 回意見交換会について

(2) 協議

あしや市民活動センターについて
市民参画協働推進について

2 審議内容

(委員長)

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

条例案は、3月19日の本会議で成立しました。これより市議会での論議についてご説明しますが、その前に皆様にお断りしておきます。条例原案を作るときに「芦屋市の市民参画及び協働の推進に関する条例案」という形で「芦屋市の」の「の」という言葉にこだわって条例案を作ったのですが、芦屋市では「芦屋市の」という「の」を入れた条例がないということで、皆さんのこだわりに対しては誠に申し訳なかったんですが、「芦屋市市民

参画」というように「の」を除きました。ご了解下さい。

さて市議会の総務常任委員会では、休憩を挟んで約2時間程の議論がありました。全くの新しい条例案ですが、指針の時も議論いただいておりますし、パブリックコメントの時も論議しており、何度か同じような話が繰り返されています。

内容的には、これまでと同じ論議で、主な意見としましては、先ず「市民の定義について」広すぎるのではないかと、それと企業・団体について、やはり主権者である個人と企業・団体をイコールに扱うのはいかなものかという意見。二つ目の意見は、権利と義務について。責務とか責任を市民に負わせているにもかかわらず、権利が謳われていないのではないかと。三つ目は、基本条例というか自治条例というか、まず基本条例を設けて、その後にルール作りとしての市民参画の条例があるという順になるのではないかと。芦屋市は、すぐ手続き手続きと言う、あくまで参画条例は手続条例ですよと言うが、実際に進めるにあたっては、基本的な自治条例が必要ではないかという意見。以上の意見については、今まで何度もやり取りされていますが、お互いの主張が等しくなることはありませんでした。

市民の定義につきましても、これまでの主張のとおり芦屋市における市民参画については、広く芦屋市のために活動していただいている人を対象にしており、又企業・団体についても、一緒に活動していただける団体については、市民の定義で対象としていくとお答えしました。他についても、従来のお返ししました。

委員会では、一部修正する提案もありましたが、市民参画に向けての第一歩ということで賛成多数で可決されました。「5年の見直し」条項もありますので、修正すべき点があれば見直していけばという意見も出ました。

(委員長)

今の説明について、何かご質問ございますか

特にならなければ、次の「(仮称)あしや市民活動センター」についての意見交換会の報告に入ります。事務局お願いします。

(事務局)

先ほどまで、この会議室で行われていました第3回の意見交換会についてご報告します。本日の参加者は、23団体28人で、4グループに分かれ、前回同様にワークショップ形式で市民活動センターについて議論いただきました。

(委員)

先ほどの説明にもあったように、市は既に一步を踏み出している。あとは我々市民の側の問題だ。いつまでも、お金をもらうことばかり考えていたのではダメだ。

あとは、市民のやる気と知恵が重要だ。

(委員)

やる気のある人に、もっと呼び掛けて行く必要がある。

(委員長)

では、次の協議の1「あしや市民活動センター」に入ります。

(委員)

今度のセンターの場所に驚いている。初めは、それこそ六畳一間でいいからと市にお願いしたところ、あんなに大きな場所と聞いてビックリしている。

(事務局)

建物は古いが独立しているので、使いやすいと思う。また、近隣他市のセンターに比べても、阪神芦屋駅のすぐそばだし、場所的にも良い所に確保できたと思っている。

(委員)

委員会でセンターが必要だと言ったら、市が用意してくれ、その上に予算までつけてくれた。あとは私たち市民が頑張らないと。

(事務局)

今回の組織改正について、ご報告します。市民参画課がこれまでの総務部から市民生活部に組織換えになり、又課の業務内容についても一部変更される予定です。執務場所も精道小学校北側の現在住宅課のある場所に移る予定で、市民活動センターと隣合わせになります。

本来ならば、4月早々に引越ししなければいけないが、市民参画課がさくらまつりを担当しているので、引越しは4月中頃になると思います。

市民活動センターについては、9月末までの半年間は直営で市民参画課が運営にしていますが、ただこの半年は準備期間という位置付けになる。10月以降は業務委託という形で、その時点でNPOができているのか、まだ準備中なのかの先行きはまだ確定していないけど、とにかく10月からは業務委託の予定をしている。今の予定では、19年度20年度21年度の三年間は業務委託でやっていきたい。そのあとは指定管理者制度を考えている。

(委員)

センターに市の職員はいるのか。

(事務局)

センターの隣に市民参画課が行くので、センターにはアルバイト職員一人と市民参画課の職員が専任ではなく兼務という形でセンター業務に従事する予定です。

(委員)

市からセンターに一人出向してもらいたいと言っていたと思うが。

(事務局)

出向という形ではなく、兼務になる。

(委員)

委員会では、市の職員をセンターに置いてもらいたいとお願いしていたと思うが。

(事務局)

市の判断として、兼務になった。

(委員)

どうやって運営しているのか。

(事務局)

以前から考えていたのは、運営にあたっては、例えば利用時間はどうする、休館日はどうするのかについて行政がこれで行きますと決めるのではなく、各分野から集まっていた運営協議会のようなものを作って、そこで決めていただいた内容で業務委託契約を結ぶ。運営していく中で、色々と解決すべき問題が起こっていけば、市が決めるのではなくその運営協議会で論議していただいて決めていく、市と受託者の間で機能するというもの。また、受託者側で協議会のようなものを作るという考え方もあるのかと思う。

(委員)

受託した者が自分たちだけで決めるのではなく、第三者的に見てもらうことも必要かなあと思う。

(委員)

こんど公募するのは。

(事務局)

条例に基づく市民参画協働推進会議委員の公募を予定している。

(委員)

なかなか市民の側に力がないので、続けて市の指導助言が必要だ。

(委員)

確認したいのだが、この委員会は推進会議とは違うのか。

(事務局)

条例に基づいて、推進計画を作るために推進会議が作られる。

(委員)

そこで、センターの運営についても話されるのか。

(事務局)

いや、推進会議は市長から諮問を受けた事柄について話し合うものなので、今のところは推進計画についてお願いするつもりだ。

(委員)

それならセンターの運営については、どこで話し合うのか。それが条例の15条の2にある「センターの運営については、市民が市の協力を得て行う」になる。そのために

も、運営協議会なり、運営委員会が必要。

(事務局)

あくまでも3年間は業務委託、決定は市にある。指定管理者制度になれば移る部分もあるが、委託の間は市が決めて行くことになる。お考えを出していただいて、市が決めていくことになる。

(委員)

センター長というか、事務局長というか、現場で全部をとりまとめる人が必要だ。

(事務局)

業務委託の間は、センター長は市の職員になる。

(委員)

それでやっていければ安心だが、いずれは民に移るのでその間に市民を育てて欲しい。

(事務局)

3年後の平成22年度からの指定管理者制度を目標としている。そうなれば、センター長は民になる。

(委員)

設立準備会議も終るのか。

(事務局)

3月末で終る。推進委員会も今年度で終了する。委員の皆様には、一年間大変お世話になりました、無事に条例も制定され、また4月には市民活動センターが開設する。
ありがとうございました。

(委員長)

では、これもちまして第8回の市民参画協働推進委員会を終了します。